

目 次

平成20年度定期監査結果の報告（10月分）	p 2
1 総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）	
2 選挙管理委員会、公平委員会、会計課、固定資産評価審査委員会	
平成20年度定期監査結果の報告（11月分）	p 7
1 市民部（税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課）	
2 大和庁舎（総務調整課、市民サービス課）	
3 三橋庁舎（総務調整課、市民サービス課）	
4 水道課	
平成20年度定期監査結果の報告（12月分）	p 11
1 建設部（建設課、国土調査課、下水道課、観光課、まちづくり課 区画整理推進室）	
平成20年度定期監査結果の報告（1月分）	p 15
1 市民部（生活環境課）	
2 教育部（学校教育課）	
3 小学校（蒲池、中山、有明、東宮永、矢留、豊原、六合、両開、藤吉、二ツ河）	
4 中学校（蒲池、大和、柳南）	
平成20年度定期監査結果の報告（2月分）	p 19
1 保健福祉部（福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室 柳光園）	
平成20年度定期監査結果の報告（3月分）	p 23
1 産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工振興課、産業活性化推進室）	
2 教育部（生涯学習課、図書館、人権・同和教育推進室）	
平成20年度定期監査結果の報告（4月分）	p 28
1 消防本部	
2 議会事務局	
3 農業委員会	

柳川市監査委員告示第2号

平成20年度定期監査結果（10月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成20年11月4日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
総務部	人事秘書課、総務課、企画課、財政課
	選挙管理委員会、公平委員会、会計課 固定資産評価審査委員会

2 監査の実施期間

平成20年10月1日から平成20年10月31日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成19年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員への指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 会計課

ア 過年度雑入について

平成 20 年 4 月 11 日付けで過年度雑入として調定・収納されていたものについては、法第 236 条の「金銭債権の消滅時効」を根拠として処理されていたものであるが、その内容から著しく時効日を経過したものもあるので、今後適正に処理されたい。

(2) 財政課

ア 公衆（私用）電話料として、「雑入・その他」で収入されているが、具体名で表示されたい。

(支出事務)

(1) 企画課

ア 前年度も予算流用についての指摘を行ったが、未だに「予算不足のため」等の表現が見受けられる。

イ 旅行命令書の旅費の金額等について、修正液・修正テープによる訂正が目立つ。訂正及び決裁後の取り消しについては、財務規則第 167 条の規定により、朱線二線を引いて訂正し、押印されたい。

また、旅行命令書が出納整理期間後に集計整理されていない。また流用等による予算額の修正についても記入もれがあるので適正に処理されたい。

(2) 選挙管理委員会

ア 旅行命令書において旅行後の復命もれ、予算額の記入もれ、又、予算配当残額は整理されているが、支出額の累計は整理されていない。出納整理期間後には確認し、整理されたい。

(3) 公平委員会

ア 平成 19 年度の旅行命令書において、復命もれが見受けられる。

(4) 総務課

ア 平成 19 年度の水防費・普通旅費で「4 月 25 日の旅行命令書 (原本) は 1,517 円」、「支出命令額は 2,067 円」と 550 円の差額が生じている。支出命令書を確認すると、旅行命令書 (写し) は 2,067 円と訂正し、同額が支出されているので原本も同時に訂正されたい。

イ 同水防費・普通旅費で「4 月 16 日の久留米市」の旅行は旅費雑費 550 円が支出されていない。旅費雑費が支給されない久留米市 (城島町、三潴町) への用件であれば、何町まで記載しないと旅費雑費の支出もれとも考えられるので、注意されたい。

ウ 平成 19 年度の旅行命令書 (市民協働推進費・普通旅費) が修正液で訂正されていた。訂正は財務規則第 167 条の規定に基づかれたい。

(5) 人事秘書課

ア 補助金の公益性、妥当性について、交付申請書及び実績報告書が適正、詳細に記載されているか調査・確認を確実になされたい。

「第 29 回福岡県人権問題研究集会」補助金において、補助金交付申請書の提出がないまま、事業が完了 (H19. 10. 21) し、補助金交付申請書 (H20. 1. 21) と実績報告書 (H20. 1. ○) が同時に提出。

補助金交付規則第 3 条に基づく補助金交付申請書に添付された収支計画書に、市の補助金の明示がなく、補助金に係る収支の確認ができない。申請書に事業名がもれている。また申請書受付の際、情報公開の分類がなされていない。市の保有する情報であるから、整理して文書管理されたい。

実績報告書については、提出日が未記入であり、文書受付がなされず、決裁回覧がなされていない。添付されている収支決算書には「柳川市協賛金分未収」として実績報告がなされている。

イ 旅行命令書の、修正液・修正テープによる訂正が目立つ。訂正及び決裁後の取り消しについては、財務規則第 167 条の規定により、朱線二線を引いて訂正し、押印し、理由を明記すること。また、行をあけての記載、行を鉛筆で斜線消しが散見される。予算管理の面でも適正な事務処理を行われたい。

(6) 財政課

ア 旅行命令書で修正テープによる訂正がある。訂正については、財務規則第 167 条の規定により、朱線二線を引いて訂正し、押印し、理由を明記すること。また、予算の流用を月の途中でやっているにもかかわらず、月末の予算配当残額で処理している。流用と同時に処理されたい。

(契約事務)

(1) 企画課

ア 契約書中、「契約保証金は全額免除します」や「免除」となっているものがある。契約保証金については、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。

イ 平成 20 年度「行政評価システム構築支援業務委託」契約にあたり、起案文書に「契約の方法」「根拠法令」「予定価格」が記載されていない。契約にあたっては契約事務規則第 3 条第 1 項の規定により、「当該契約の内容及び締結の方法」を明らかにされたい。

(2) 選挙管理委員会

ア 自書式投票用紙読取分類機（1 台）の物品売買契約書に、第 1 条中、「契約保証金 免除」となっている。免除については、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。

(3) 総務課

ア カラー印刷機保守業務委託契約書に、第 3 条中、「・・・契約保証金を免除する」とある。免除については、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。

イ 契約保証金の免除については、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。
「防災行政無線通信設備（移動系）保守点検業務委託契約書」

ウ 柳川市行政区活動助成金交付規程は、第 10 条（実績報告）で「事業実績報告書」、「決算書」、「その他市長が必要と認める書類」の提出を求めている。一部の決算書で判然としない収支や記載方法が見受けられたので、説明、指導等を引き続き行われたい。

(4) 人事秘書課

ア 「平成 19 年度産業医報酬」契約印が柳川市公印規則「市長名で発する文書用」の市長印でなく、人事秘書課専用市長印「総務部人事秘書課の所管に属する共済各種社会保険、公務災害その他諸証明の認証、及び給料異動通知書用」が使用されている。

(5) 財政課

ア 契約保証金の免除については、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。「電子計算機器保守契約書（起債管理システム）」

(財産管理事務)

(1) 人事秘書課

ア 保管されているタクシーチケットに控への記載がなく、1 か月分の使用額や使用残についても把握ができない。公金の支出であるタクシーチケットの保管管理等は適正に行われたい。

イ 文書受付の際、閲覧印の情報公開分類のチェックなしが多い。市の保有する情報を公開し、説明責任を果たすためにも柳川市情報公開条例に基づき、文書管理しておかれない。また、決裁起案文書の決裁、施行日もれが散見される。

柳川市監査委員告示第4号

平成20年度定期監査結果（11月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成20年12月3日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課
大和庁舎	総務調整課、市民サービス課
三橋庁舎	総務調整課、市民サービス課
	水道課

2 監査の実施期間

平成20年11月1日から平成20年11月27日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成19年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 大和庁舎総務調整課

ア 財務規則第 35 条第 2 号「～領収書綴は、会計管理者が保管する。～」とある。昨年度指摘事項同様、現金領収書受払台帳において、平成 17 年度未回収 15 冊、平成 18 年度未回収 8 冊があった。人事異動等で現在いない出納員の分、新しい現金領収書を受け取っているが、以前の分が未返却の分など現金領収書の管理が徹底されていない。現金領収書を渡すときには、使用済分を必ず回収するなど、取り扱いについては慎重になされたい。

(支出事務)

(1) 三橋庁舎総務調整課

ア 平成 20 年 3 月 5 日・伊万里市への旅行命令において、「副市長」決裁とすべきものを庁舎長でしている。柳川市事務決裁規程第 4 条の第 2 表、「1 副市長の専決事項」を確認し適切に事務処理をされたい。

イ 平成 19 年度旅行命令書において、通計「2,750 円」が鉛筆で書かれていた（財務規則第 169 条では、証拠書類には、鉛筆等の使用を禁止している）。

(2) 廃棄物対策課

ア 柳川市職員等の旅費に関する条例第 4 条旅行命令等には、「～予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。」とある。

平成 20 年度旅行命令書において、予算流用はあるが予算不足となったまま命令がなされている。旅費支払い時に予算を合わせるのではなく、予算確認の上、命令なされたい。10 月末現在で命令簿と財務システムの残高が違うので整理されたい。

また、平成 19 年度旅行命令書が鉛筆書きのまま、旅費の決算整理が出来てない。決算書とも突合の上、保存年限を文書管理されたい。

全般的に、記入法であるが、行を空けての使用が散見される。

(契約事務)

(1) 三橋庁舎総務調整課

ア 予算措置がされないまま、平成20年3月3日付けで「カウンター設置工事420,000円」の実施に伴い起工伺い、予定価格が作成されている。その後、3月14日付けで予算流用の起票、確定がなされたが、事前に予算措置し、適切な事務処理を行われたい。

(2) 水道課

ア 柳川市管工事協同組合との業務委託契約締結事務において、施行令第167条の2第1項第2号により「配水施設及び給水装置の修理業務」として3件が課長による決裁をされてあるが、うち「給水装置の開閉栓等業務委託契約」については、契約金額が2,112,000円であり、柳川市事務決裁規程第11条(別表第4)により課長の専決金額を超えているので上位の者の決裁を受けられたい。

(財産管理事務)

(1) 税務課

ア 法務局実測コピー代が、不定期で即時支払を要する経費として資金前渡がなされているが、安易な方法で保管されていた。少額であっても、公金の管理については財務規則歳計現金の保管に準じ、確実な責任をもった取扱いをなされたい。

(事務事業)

(1) 水道課

ア 平成19年度「御仮橋水管橋撤去工事」において、起工伺いにおいて課長の決裁のまま工事が施工されていた。設計金額が1,874,250円であるので柳川市水道課事務決裁規程第3条によれば、130万円を超える工事の執行については上位の者の決裁を受けられたい。また、平成19年度「柳川市緊急時用連絡管布設工事」の指名業者選定についても決裁がなされていないので、適切な処理をされたい。

イ 工事関係文書(起工伺い・工事設計書・入札執行伺い・契約締結伺い等)の多くに、起案日、決裁日、施行日、保存期間の日付が記載されていない。市が保有する文書については情報公開の対象となるので適切な処理をされたい。

ウ 工事関係文書(工事設計書・着工届)において、課長が不在の間、課長補佐による代決が行われているが、柳川市水道課事務決裁規程第7条により、代決後は速やかに後閲を受けられたい。

エ 平成19年度「市内舗装復旧工事」において、引渡書が確認できない。

オ 起工同等において配当残額がほとんど確認されていない。予算執行にあたっては、配当を受けた範囲内に限られるので適切な処理をされたい。

カ 平成20年度 矢加部配水場の各種業務について、柳川市シルバー人材センターとの間で、施行令第167条の2第1項第3号により随意契約を締結してあるが、契約締結に際しては、柳川市契約事務規則第21条の2による手続きをとられたい。

(2) 大和庁舎市民サービス課

ア 「不法投棄物除去処理」業務委託入札にあたり、予定価格表の「予定価格」及び「入札書比較価格」の金額が逆になっている。記入にあたっては適切にされたい。

平成20年度定期監査結果（12月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成20年12月24日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
建設部	建設課、国土調査課、下水道課、観光課 まちづくり課、区画整理推進室

2 監査の実施期間

平成20年12月1日から平成20年12月24日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成19年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 観光課

ア 前年度も指摘したが、観光情報センターの市観光協会家賃収入の調定がなされていない。平成 20 年 4 月 1 日に契約がなされ、調定額が確定しているので速やかになされたい。

(2) まちづくり課

ア 足湯駐車場に設置された電柱の行政財産使用料が、12 款・使用料及び手数料の「2 項・手数料」に収入されているので適正に収入されたい。

イ 屋外広告物許可申請書において、「照明装置の有無」「表示期間」等の記載漏れが受けられているので許可書発行の際、許可内容が不明瞭となり、許可手数料が計算できない。また、申請書が照明「有」の場合に「10 割を加算するものとする。」の加算もれが見受けられた。柳川市手数料条例第 2 条の別表「広告板、広告塔その他の広告物」の摘要に基づき、申請書受取りには確認され、許可事務を確実になされたい。

(支出事務)

(1) 観光課

ア 旅行命令書に鉛筆書き、修正液による訂正及び空き行や空き頁がある。また出納整理期間終了後には集計等の整理をされたい。

(2) まちづくり課

ア 旅行命令が予算不足のままなされていた。毎月末の支払い時に流用しているが、柳川市職員等の旅費に関する条例第 4 条第 2 項「～予算上の支出が可能である限り旅行命令等を発することができる。」ので、旅行命令権者は確認して命令されたい。

イ 平成 19 年度旅行命令書が年度末に集計等をされていないため、未払いの旅費が 3 件発生した。旅行命令書は決算書と確認の上、文書保存されたい。

(3) 下水道課

- ア 水洗便所等改造・切替工事助成金交付申請書の申請日の鉛筆書きが散見される。財務規則第 169 条で、証拠書類の鉛筆等の使用は禁止している。
- イ 柳川市下水道施設整備基金の決算において積立額及び処分別については、その金額の根拠となるものが確認出来ない。その根拠については説明責任が果たせるようにしておきたい。

(契約事務)

(1) 国土調査課

- ア 国土（地籍）調査業務委託契約の起工伺いにおいて、「配当残額」が鉛筆書きされている。財務規則第 169 条は、表示が永続しない鉛筆等の使用を禁止している。
- イ 鬼童町外 6 箇所地内国土（地籍）調査業務委託の業務完了認定通知書において、契約締結年月日（19. 6. 20）が契約書の日付（19. 6. 27）と異なっているので、確認されたい。

(2) 建設課

- ア 市営蒲池立石団地 1、2 工区寄せ植え剪定委託業務契約の起工伺いにおいて、「配当残額」が鉛筆書きされている。財務規則第 169 条は、表示が永続しない鉛筆等の使用を禁止している。
旧佐賀線跡地除草業務委託の起工伺いにも、鉛筆書きで「配当残額」が記載されている。
- イ 白蟻駆除委託業務契約において、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用して随意契約し見積書の提出は 1 社となっている。契約事務規則第 23 条（見積書）に基づき「3 人以上の者から」見積書を徴されたい。

(3) 観光課

- ア 「柳川市観光振興計画策定業務委託」契約において、随意契約の理由（適用条文）が記載されていない。また、「有明花の里管理業務委託」契約において、契約事務規則第 21 条第 1 項第 1 号を適用してあるが、第 1 号については「工事又は製造の請負」となっており、委託契約にあっては該当しないので適切な随意契約の理由（適用条文）を記載されたい。

イ 「柳川市温泉管理業務委託契約」については、個人との間で一定の期間を定めて契約を締結してある。その管理にあたっては、「温泉管理委託仕様書」にあるとおり「原則として24時間責任を持って管理すること。」となっているが、個人が「一定期間、24時間」管理することは困難だと考えられる。安全性や緊急性を勘案すれば、複数人による管理体制に改められたい。

(4) まちづくり課

ア カラープリンタ年間保守契約を平成20年8月1日より開始しているが、後年度予算の裏付けがない契約延長となっているので、解除権の設定条項を附す等の契約条項を検討されたい。

(5) 区画整理推進室

ア 「柳川駅東部土地区画整理事業 沿岸道路内マンホール設置工事」の「引渡書」について。日付が鉛筆書きされており、また引渡の日付が、「完成承認年月日」以前の日付となっていた。文書を受領の際には適切に確認されたい。

(6) 下水道課

ア 「柳川浄化センター消防設備点検委託料」契約において、随意契約の理由が柳川市契約事務規則第21条を適用してあるので、適切な随意契約の理由（適用条文）を記載されたい。

柳川市監査委員告示第7号

平成20年度定期監査結果（1月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成21年1月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	生活環境課
教育部	学校教育課、共同調理場

2 監査の実施期間

平成21年1月5日から平成21年1月29日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成19年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成19年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員 の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 生活環境課

ア 畜犬登録事務手数料収納について、5月7日に実施した集団注射分の現金領収書の集計分(18,000円)と収納額(21,000円)について差額(3,000円)が生じている。

原因は現金領収書を発行の際に畜犬登録手数料の記入漏れであったので、現金領収書発行の際には金額の確認を行われること、また収納にあたっては関係書類等との突合を行われる等細心の注意を払われたい。

(支出事務)

(1) 学校教育課

ア 藤吉小・FAX再リース賃貸借契約に定める保守料が14節(使用料及び賃借料)で支出されている。FAX機の維持管理と認められるので13節(委託料)が適当である。

(契約事務)

(1) 学校教育課

ア 貯水槽清掃管理業務委託契約、消防設備保守点検業務委託契約等の締結事務において「予定価格」が記載されていないので、契約規則第22条(随意契約の予定価格)に基づき設定されたい。

(財産管理事務)

(1) 学校教育課

ア 保管されているタクシーチケットに控への記載がなく、1か月分の使用額や使用残についても把握ができない。公金の支出であるタクシーチケットの保管管理等は適正に行われたい。

平成20年度定期監査結果（1月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成21年1月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

平成 20 年 度 監 査 対 象 校	小 学 校	中 学 校
	蒲池小学校	蒲池中学校
	中山小学校	大和中学校
	有明小学校	柳南中学校
	東宮永小学校	
	矢留小学校	
	豊原小学校	
	六合小学校	
	両開小学校	
	藤吉小学校	
	二ツ河小学校	

2 監査の実施期間

平成21年1月19日から平成21年1月28日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成19年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成19年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員 の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

《各校共通》

(契約事務)

- (1) 図書購入において、物品購入伺日以前に納入されていたものがあつた。又、パソコン購入において、請書の納入期限を超え納入されていた。事務用品購入事務手続きについては、契約事務規則、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱に則らねたい。

(財産管理事務)

- (1) 柳川市学校施設利用許可について

柳川市学校施設利用許可申請事務については、下記の事項が見受けられるので、書類が適正に記載されているか否か確実に審査され、許可事務の適正化に努められたい。

ア 利用許可書の手続きが未だなされていない利用がある。

イ 使用料が減免、免除扱いになっているが、減免申請がなされていない申請書がある。

ウ 減免となる団体の利用申請書において、「使用料」欄、「減免額を差し引いた額」が空白となっている。「0円」の表示をすべきである。

エ 使用料減免が、柳川市立学校施設利用条例施行規則第3条第1項第何号に該当か記入されていない。

オ 柳川市立学校施設利用許可書発行の準備のため、未申請である許可書に学校長の公印を事前に押印してあつた。

- (2) 物品の種別

財務規則第137条・別表第6の注意書きは、「備品」について次のとおり定めている。

「備品とは、比較的長期の使用に堪える物品であつて、その取得価格がおおむね1万円以上のものをいう。」

各学校の備品検査を実施した結果、一部において備品とは認めがたい物品を台帳登録している学校も見受けられたので、学校教育課から「備品の基準」について指導され適正な管理に努められたい(図書を含む)。

(その他)

- (1) 文字の訂正

文字の訂正は修正液等ではなく、財務規則第167条に基づき「朱で二線を引き、押印」にて行われたい。

柳川市監査委員告示第8号

平成20年度定期監査結果（2月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成21年2月25日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
保健福祉部	福祉課、子育て支援課、健康づくり課、 人権・同和対策室、柳光園

2 監査の実施期間

平成21年2月1日から平成21年2月23日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成19年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成19年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 柳光園

ア 収入・支出を伴っていない措置費請求書を毎月、市長（福祉課）宛てに送付されている。「請求書」の様式に準ずる必要があれば、起案書で理由・処理の経過等を記載されたい。

(2) 健康づくり課

ア 平成 19 年度老人医療費等に対する社会保険診療報酬支払基金等からの精算交付分として平成 20 年度柳川市老人保健特別会計予算(第 1 号)において、過年度医療費支払基金交付金(62,984 千円)として予算措置しなければならないものを、過年度審査支払い手数料交付金として誤って予算措置してある。

平成 20 年度決算書においては、予算額、調定額、収納額等において整合性をとれないこととなるので適切な措置をされたい。

イ 平成 20 年度柳川市老人保健特別会計において、現年度老人医療給付費県負担金を国庫支出金に調定し収納してある。適切な収入科目への更正をされたい。

(3) 子育て支援課

ア 法第 234 条の 4 第 4 項の規定により電柱使用を許可し、19 款諸収入の雑入、その他に「使用料」が調定決議されている。使用料は柳川市行政財産使用料条例第 3 条に基づく徴収であるから、12 款使用料及び手数料に収入するよう更正されたい。

また、行政財産使用許可書において「1 許可の内容」に所在地の記載なく許可され、どこの電柱許可かが不明である。市長公印の公文書であり、確実な取扱いをなされたい。

(4) 福祉課

ア 生活保護費返還金の履行延期承認通知書が部長決裁となっている。財務規則第 153 条履行延期の特約等の手続きによる通知決裁区分でなされたい。

(支出事務)

(1) 福祉課

ア 平成 19 年度葬祭事業費決算額 54,450 円（決算書）が、旅行命令書 53,350 円と違う。旅行命令書の金額欄が記載漏れとなっているが、命令書の修正なく支払われているためであり、文書は整備して保管されたい。

(契約事務)

(1) 人権・同和対策室

ア 予定価格が 10 万円を超える市営住宅等の修繕に関しては、契約事務規則第 23 条に基づき「原則 3 人以上の者」から見積書を徴されたい。

(2) 子育て支援課

ア 学童保育所の保安警備業務委託契約が、後年度予算の裏付けがない契約延長となっているので、解除権の設定条項を附す等の契約条項を検討されたい。

イ 母子家庭等日常生活支援事業委託契約において、契約保証金を免除する際は、契約事務規則第 29 条の「該当号数」を記載されたい。

(3) 福祉課

ア 障害福祉サービス支給管理台帳作成システムのレンタル契約が、後年度予算の裏付けがない契約延長となっているので、解除権の設定条項を附す等の契約条項を検討されたい。

(4) 柳光園

ア 消防設備保守管理委託契約については、仕様書の添付がされず、又、「契約保証金、履行の遅滞、違約金等」の記載もないので契約事務規則第 25 条に基づき「必要な事項」を記載するよう検討されたい。

イ 契約保証金を免除する際は、物品売買契約書（冷凍庫）に契約事務規則第 29 条の「該当号数」を記載されたい。

(財産管理事務)

(1) 福祉課

ア 「切手受払簿」は柳川市文書管理規程様式第8号（第26条関係）とされ、必要事項を記載する規定がある。条文中にこれに準じた様式も認められているが、現在使用の様式は「取扱者等」の必要事項が記載されているとは言い難く、様式の整備をなされたい。また、修正液の使用が散見された。

(事務事業)

(1) 健康づくり課

ア 柳川市国民健康保険健康づくり事業に対する助成金において、助成要綱から交付申請については事業実施前の事前申請になっているが、一部に事業実施後に実績報告書にあわせて交付申請書を提出されているものや、交付申請書等からその事業の実施日を確認できないものもある。

またこの事業の要綱について、交付申請及び実績報告の様式については定められているものの、交付決定についての規定及び様式については定められていない。事業実施にあたっては、申請書及び実績報告書等から助成金についての効果等を検証されるとともに、柳川市補助金等交付規則に則られた要綱の改正をされたい。

柳川市監査委員告示第9号

平成20年度定期監査結果（3月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成21年3月27日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
産業経済部	農政課、水路課、水産振興課、商工振興課、 産業活性化推進室
教育部	生涯学習課、図書館、人権同和教育推進室

2 監査の実施期間

平成21年3月1日から平成21年3月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成19年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成19年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員への指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 水産振興課

ア 漁村センター使用料の収入事務は適切に管理されていると認められるが、使用料減免申請書で水産振興課が記載すべき欄（正規使用料、減免率等）が未記入となっている。また収入簿が作成されていないので、財務規則第 24 条第 3 項に基づき整備されたい。

(2) 生涯学習課

ア 調定すべき金額の年度処理が誤っていたので、平成 19 年度決算書において滞納額が表記されていない。また使用許可書の日付、使用料欄が未記入であり、減免か記載漏れなのか不明であるので「減免」等の記載をされたい。金額の訂正に修正テープの使用が散見された（両開公民館）。

使用料があっても、使用許可申請書の使用料欄、減免区分、減免率の未記入がある。金額の鉛筆書きが散見された。財務規則第 169 条により鉛筆等については使用が禁止されているので、永続性のあるものにより記入されたい（三橋グラウンド、テニスコート）。

(3) 水路課

ア 水路使用料の督促に関しては、現在、督促手数料等が徴収されていない。柳川市督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき、市税の例により徴収されたい。また過年度滞納についても明確に管理されたい。

(4) 農政課

ア 畜産飼養頭数証明の収入は、市手数料条例の別表（その他の証明 1 件 200 円）に基づき徴収していると認められるので、19 款・諸収入の雑入ではなく、「12 款使用料及び手数料」に更正されたい。

イ 薬剤配布に伴う徴収金の収入は、根拠となる規定等を定められたい。

(支出事務)

(1) 人権・同和教育推進室

ア 旅行命令書において修正テープが使用されているので、訂正にあたっては財務規則第 167 条の規定に基づき処理されたい。また予算配当残額や旅費が記載されていないものもあるので、命令時には必ず記載されたい。

(2) 水産振興課

ア 宿泊を要する旅行が課長命令で行われているので、柳川市事務決裁規程第 4 条・別表第 2 に基づき「副市長」の命令を受けられたい。

(契約事務)

(1) 水産振興課

ア 区域図面作成業務委託（平成 20 年度・起工第 1 号）の契約締結伺書では、契約保証金の減免号数を契約事務規則第 29 条第 1 項「第 3 号」で決裁を得ているが、契約書では削除されている。減免号数は記載されたい。

イ 大型カラープリンタ用インクカートリッジ等物品購入の「請書」が平成 20 年 12 月 1 日に作成されているが、納入期限が「平成 20 年 12 月 2 日から」といった記載になっている。納入期限は契約の相手方と協議し、適切に設定されたい。

(2) 生涯学習課

ア 随意契約は、発注者が任意に特定の相手方を選んでその者と契約を締結する方法であり、決定にあたっては常に厳正公平になされなければならないが、下記の事項が見受けられましたので、契約事務規則に則った適正な事務をなされたい。

a) 予定価格の設定がなされていない。また予算額が記載されている伺が多いが、契約事務規則第 22 条に基づき予定価格を設定すべきである。

- ・ 柳川市内児童公園遊具調査
- ・ むつごろうランド遊具修理
- ・ 柳川体育館雨漏り修繕
- ・ 三橋体育センター事務室空調設置
- ・ 幼稚園・保育園児演劇鑑賞会業務委託

b) 入札（見積）状況調書の記載不備

c) 契約に自動更新条項がある。

- ・ 大和公民館 F A X 機賃借料

- ・市史編さんNECノートパソコンPC-VY17FRFEJEVU
- d) 長期継続契約であるが、解除条項がない。
 - ・市史編さんPC-VY20AWZE4他
- e) 契約保証金の減免条項「契約事務規則第29条」の該当号数の記載なし
 - ・大和公民館警備業務委託
 - ・ふれあい自然の家警備業務委託
 - ・筑後チルドレンズ・キャンパス事業業務委託
 - ・柳川古文書館研修棟警備保障業務委託
 - ・柳川古文書館本館警備保障業務委託

(3) 商工振興課

ア 平成20年度において施行令第167条の2第1項第1号及び契約事務規則第21条第6号の規定により、「矢部川流域交流事業会場設営業務委託(契約金額500,000円)」及び「広川サービスエリア内柳川市物産展会場設営業務(契約金額105,000円)」について(株)Workmanshipとの間で契約締結してあるが、契約事務規則第22条の規定により、随意契約により契約を締結しようとするときは予定価格を定められたい。

(4) 水路課

ア 自家用電気工作物の保安管理業務委託契約の締結について、平成19年度から3ヵ年契約していたものを契約対象施設の変更が生じたため、新たに平成20年度から2ヵ年契約を部長決裁により締結してある。

長期継続契約の締結にあたっては、財務規則第4条第5項の規定により事前に総務部長合議を受け、市長の決裁を受けられたい。また契約書条項中には解除権の設定条項を附す等の契約条項を検討されたい。

イ 「農業用施設案内板制作据付業務委託」及び「矢部川流域景観等DVD制作業務委託」契約の締結について、総務部長による事前合議がなされていない。200万円以上の委託契約については、財務規則第4条(別表第1)により総務部長の事前合議をなされたい。

また契約方法については「プロポーザル方式による委託契約」と記載されているが、プロポーザル方式についても随意契約となるので、施行令第167条の2第1項の適用号数を記載されたい。

(財産管理事務)

(1) 生涯学習課

ア 柳川古文書館の郵便切手使用簿の決裁印、取扱者印がない。また、予算配当残額の誤り、マイナスでもない額の赤ボールペンの使用が散見しているため、適切な事務処理を行われたい。

(2) 図書館

ア 雲龍の郷において観覧券の在庫管理がなされていないため、適切な管理をなされたい。

(事務事業)

(1) 産業活性化推進室

ア 「有識者による道の駅イメージ調査業務委託の依頼について」の決裁文書において、起案文中の氏名と契約者との氏名が異なったままに決裁を得られてある。

決裁起案にあたっては、契約書の氏名を確認され契約事務に遺漏がないようにされたい。

また「道の駅イメージ調査業務委託契約」において、契約者が個人であるのか法人(団体)であるのかが判然とせず誤解を与えるような契約締結がなされてある。契約者の住所及び氏名については、責任の所在を明確にするためにも適切にされたい。

(2) 商工振興課

ア 平成20年度筑後ネットワーク田園都市圏構想推進事業費補助金交付申請にあたり部長決裁されているが、柳川市事務決裁規程別表第3の「2 収入その他に関すること」の表中「8 国庫県費の補助申請」の区分により、市長決裁をなされたい。

※「国庫県費の補助申請 副市長 20万円未満」

柳川市監査委員告示第1号

平成20年度定期監査結果（4月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成21年4月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
消防本部	
議会事務局	
	農業委員会

2 監査の実施期間

平成21年4月1日から平成21年4月24日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成19年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成19年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員への指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1) 消防本部

ア 旅行命令書に「復命」の記入漏れが散見され、決算・累計額の整理がなされていない。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第6条第1項により、旅行命令権者に復命をなされる等適切に管理されたい。

イ 柳川市消防団分団運営交付金申請にあたり、平成20年度の交付申請書が「平成19年4月14日付け」になっている。交付申請書受付については申請年月日の確認をされたい。(分団運営交付金申請21件)

(契約事務)

(1) 議会事務局

ア 平成20年4月7日に契約された「議会だより印刷編集業務委託契約書」において、契約期間が契約締結日より以前の4月4日からになっている。

また、6月6日に契約された「議会だより印刷編集業務委託契約書」において、契約期間が平成20年6月6日から平成20年3月31日までとなっている。契約の際は注意をされたい。

イ 議事録作成業務委託契約において、見積書提出依頼文書の送付日は平成20年4月7日、見積書提出期限は同日である4月7日午後3時、提出された見積書の日付は4月10日になっており、日程上無理があり、提出期限に間に合っていない。契約事務の際には、注意をされたい。

(2) 消防本部

ア 物品売買契約書(防火衣、防火帽)の契約印について、「柳川市印」が使用されている。契約に関しては「柳川市長印」を使用されたい。

イ 「指令台ディスプレイ更新」及び「柳川市消防本部の空調設備修繕」の契約事前伺いに記入された予定価格と予定価格調書に記入された予定価格が異なっている。契約事前伺いに記入された金額については設計価格であるので、注意されたい。

【各課共通事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理、現金領収書については、各課における出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。

(2) 物品購入・印刷製本伺兼依頼書（様式1号）の「配当残額」欄で、同額となっている依頼書が見受けられる。数件を同時に起案する際は、その都度、配当残額から予定金額を差し引き、適切に処理されたい。